

情 報

「タクシーの運賃改定の要請(申請)について(栃木県地区)」	… 2
貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年3月分)	… 3
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	… 8

運賃改定要請(申請)状況

運賃ブロック	交通圏	要請(申請)状況	要請(申請)から 3ヶ月経過する日
栃木県地区	宇都宮、県南、塩那、芳賀・真岡、日光交通圏	令和5年4月17日要請	令和5年7月16日(日)

(参考)

運賃適用地域	適用地域(営業区域)	市町村名
栃木県地区	宇都宮交通圏	宇都宮市、鹿沼市、下野市、栃木市(ただし、平成23年10月1日に編入された旧上都賀郡西方町の区域に限る。)、河内郡上三川町及び下都賀郡壬生町
	県南交通圏	足利市、栃木市(ただし、平成23年10月1日に編入された旧上都賀郡西方町の区域を除く。)、佐野市、小山市及び下都賀郡野木町
	塩那交通圏	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷郡塩谷町、高根沢町及び那須郡那珂川町、那須町
	芳賀・真岡交通圏	真岡市及び芳賀郡益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
	日光交通圏	日光市

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年3月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20230307	有限会社 ヤマト梱包(法人番号3010802014986)代表者:佐藤 美智代	東京都大田区南馬込4-43-9	本社	神奈川県横浜市神奈川区羽沢南2-38-10 1F	輸送施設の使用停止(205日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年5月13日、同年6月15日及び同年8月16日、監査を実施。14件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(10)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(11)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(12)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(13)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(14)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	21	21
20230314	岡部 治仁	群馬県邑楽郡千代田町大字瀬戸井211-1	本店	群馬県邑楽郡千代田町大字瀬戸井211-1	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年7月7日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等未加入(貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)	6	6
20230314	有限会社 今橋商店(法人番号4050002032297)代表者:今橋 勝	茨城県北茨城市関本町関本中267-6	本社	茨城県北茨城市関本町関本中267-6	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年6月30日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1~3項)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)事故惹起・初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)事故惹起運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)点検整備記録簿の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第49条)、(9)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(10)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	3	3
20230314	株式会社 諸田トライフック(法人番号3070001020517)代表者:諸田 俊之	群馬県太田市小舞木町201-1	本社	群馬県太田市小舞木町201-1	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年6月21日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	2	2

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年3月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20230314	喜多野通舞総業 有限会社 (法人番号7070002018003)代表者:茂木 一喜	群馬県藤岡市中大塚738-5	本社	群馬県藤岡市東平井1749-13	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年6月28日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	1	1
20230314	サンライズ 株式会社(法人番号7021001047757)代表者:石井 友章	神奈川県小田原市西大友284-18	小田原	神奈川県小田原市西大友284-18	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年2月9日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	0	0
20230322	北社 有限会社(法人番号2090002014491)代表者:戸田 貴喜	山梨県北杜市小淵沢町上笹尾466-1	本社	山梨県北杜市小淵沢町上笹尾466-1	輸送施設の使用停止(90日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年7月13日及び同年8月26日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(5)運行指示書の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	9	9
20230322	キクショウ運輸 有限会社(法人番号3050002008298)代表者:菊地 義弘	茨城県ひたちなか市足崎416	本社	茨城県ひたちなか市大字足崎416	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年7月21日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1~3項)	4	4

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年3月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20230322	有限会社 大日興産(法人番号6040002078018)代表者:石田 和己	千葉県東金市小野1583-1	本社	千葉県東金市小野1583-1	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年7月13日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)事故の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	1	1
20230328	有限会社 アロートランスポート(法人番号3010802000846)代表者:小知和 憲二	神奈川県横須賀市武2-6-5	本社	神奈川県横須賀市武2-6-5	輸送施設の使用停止(275日車)、輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年6月24日、同年7月22日及び同年8月29日、監査を実施。16件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1～3項)、(3)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)乗務等記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(12)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(13)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(14)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(15)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等未加入(貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)、(16)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	28	28
20230328	株式会社 サンライズ物流(法人番号9070002033660)代表者:津久井 栄二	群馬県館林市栄町23-15	本社	群馬県館林市栄町23-15	輸送施設の使用停止(160日車)、輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年7月11日及び同年7月20日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)乗務時間等告示のお書きの遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)乗務等記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録の不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1～3項)、(7)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	16	16
20230328	有限会社 小島商運(法人番号4021002051744)代表者:小島 達哉	神奈川県小田原市西酒匂1-5-13	本社	神奈川県小田原市西酒匂1-5-13	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年7月21日及び同年9月1日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1～3項)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	3	3

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年3月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20230328	株式会社 ムソー(法人番号5180001076554)代表者:宮本真治	愛知県小牧市大草南4-3	東京	東京都江戸川区臨海町4-3-1	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	公安委員会からの通知を端緒として、令和4年9月20日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	3	3
20230328	丸藤運輸 有限会社(法人番号6050002003296)代表者:須藤 弘毅	茨城県水戸市大場町21-89-8	本社	茨城県水戸市大場町2189-8	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	公安委員会からの通知を端緒として、令和4年9月28日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	3	3
20230328	株式会社 ロイヤルサービス(法人番号7011801018685)代表者:高谷 仁	東京都足立区堀之内2-11-1	ふじみ野	埼玉県ふじみ野市長宮1-2-20	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年11月30日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20230328	マルアサ梱包商会 有限会社(法人番号5021002034343)代表者:水野 正勝	神奈川県愛甲郡愛川町中津字桜台4032-2	本社	神奈川県愛甲郡愛川町中津字桜台4032-2	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年11月17日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	0	0

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年3月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20230330	株式会社 誠和(法人番号5070001017123)代表者:成田英文	群馬県太田市大原町60-1	東京	東京都大田区平和島6-1-1	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年1月19日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	0	0

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)

令和5年4月18日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年4月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社小山中央観光バス（法人番号：9060001014118） 代表者 中島 弘子
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県小山市大字雨ヶ谷741-1 (本社営業所) 栃木県小山市大字雨ヶ谷741-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 100日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和4年6月20日及び令和4年7月26日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(3)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 10点 当該事業者の累積点数 10点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和5年4月18日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年4月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	グランド・K株式会社 (法人番号: 2030001093435) 代表者 金子 登美雄
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県入間郡毛呂山町大字西戸828 (本社営業所) 埼玉県入間郡毛呂山町大字西戸828
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年1月30日及び令和5年2月13日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)